

議事1)

令和4年度の連絡協議会について(提案)

第14回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

令和4年1月24日(月)

<目次>

1. 大型車通行適正化に向けた課題の整理
2. 令和4年度の連絡協議会の活動方針(案)について

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題①：社会一般も含めた特車制度の周知

今年度確認した具体的な課題内容

- 社会一般の特車制度の認知度は約4割で横ばいとなっているため、認知度向上に向けた新たな広報内容の検討が必要
- 大型車ドライバーやクレーンオペレータの特車制度の認知度は高止まりしているため、継続的かつ効果的な広報内容の検討が必要



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
社会一般	<ul style="list-style-type: none">① 若い世代に対しても関心を持たせることができたラジオCM(複数局)による広報② コロナ禍の感染状況を踏まえて連絡協議会委員主催のイベントへの参画を検討③ 特車総合ツイッターによる継続的な情報提供④ 連絡協議会委員によるポスター・チラシの一斉掲示(高速道路SA/PAのMIBでの掲載)	<ul style="list-style-type: none">⑦ 連絡協議会HP(アクセス数が多かった特車制度ページ)に子供向けの特車車両図鑑を作成して掲載(イベントが実施できた場合は、会場で配布)
荷主・発注者	上記①、③、④を継続実施	<ul style="list-style-type: none">⑧ 工事安全協議会を通じた工事現場等でのポスターの展開(都県・政令市及び高速道路会社への拡大)
運送事業者(協会加盟社)	<ul style="list-style-type: none">⑤ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関紙等への寄稿⑥ クレーンオペレータアンケート調査 上記①、④を継続実施	<ul style="list-style-type: none">⑧ 工事安全協議会を通じた工事現場等でのポスターの展開(都県・政令市及び高速道路会社への拡大)⑨ 新制度(確認制度)に関する特車ハンドブックの改訂

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題②: 協会等非加盟事業者に対する広報手段

今年度確認した具体的な課題内容

- 協会等非加盟事業者には対象を限定して周知する手段がないため、加盟・非加盟を問わない形の啓発活動の継続的实施が必要



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者 (協会非加盟社)	① 運行管理者等指導講習及び整備管理者研修資料にチラシを掲載	② 特殊車両の製造メーカー(クレーン国内大手2社)を通じて購入者へのチラシを配布(エリアを千葉県に拡大)

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題③: 違反車両の交通安全対策

今年度確認した具体的な課題内容

- 大型車両が関係する交通事故は昨年度と同等で推移しているため、引き続き交通安全対策の取組みが必要



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
運送事業者	<ul style="list-style-type: none">① 警察署窓口でのチラシ設置及び来庁舎者に対するのチラシ配布② 取締・高速道路会社による違反講習会、交通安全キャンペーン及び現地取締時でのチラシ配布	⇒対象者に向けて特車制度の遵守すべき具体的な内容を記載した新たなポスター・チラシ作成を検討

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題④：荷主の法令遵守に向けた対策

今年度確認した具体的な課題内容

- 荷主アンケート調査回答者の9割以上が「建築資材・機械」、「鋼材等」を扱う業者であったことから、それ以外の業界団体についても理解度の実態を把握する。
- 今回の調査で確認された特車制度の認知度が低かった項目(制度の詳細、軸重違反、通行許可取得に要する期間等)については、説明会又はそれに代わる資料配布等の取組み検討が必要
- クレーン作業の依頼主(発注者・依頼主)からの急な指示内容の実態については、継続的な調査・分析が必要
- 特に民間の土木・建築工事を主体とする業界団体に対して引き続き効果的な広報の取組の検討が必要



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
荷主・発注者	<ul style="list-style-type: none">① 民間の土木・建築工事の発注者やクレーンを使用する建設業界に対して継続的に啓発活動を実施② 荷主のメルマガ・機関紙・HP等へ継続的にチラシ等の掲載、及びチラシ、ポスターの配布	<ul style="list-style-type: none">③ 「建築資材・機械」、「鋼材等」以外の品目を取扱う1都3県の建設業協会へにアンケート調査を実施 <p>⇒対象者に向けて特車制度の遵守すべき具体的な内容を記載した新たなポスター・チラシ作成を検討</p>

1. 大型車通行適正化に向けた課題整理

課題⑤：特車申請の審査期間短縮

今年度確認した具体的な課題内容

- 申請者側からの要望を踏まえて、個別協議がある場合の審査期間の短縮に向けて引き続き取り組みが必要



対象者	継続的な実施内容	新規・拡大実施内容
道路管理者 及び 申請者	① 審査期間短縮に向けた意見交換	③ 新制度(確認制度)運用開始後の動向・変化調査
道路管理者	② 個別協議期間の短縮や審査内容の統一化等への意見交換	
トラックWG	① 審査期間短縮に向けた意見交換	

2. 令和4年度の連絡協議会の活動方針(案)について

令和4年度の活動方針としては、大型車通行適正化に向けた課題を踏まえて、以下のとおり実施することとしたい。

実施事項		活動内容
連絡協議会		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ● 荷主(建設業界、発注者、依頼主等を言う。)、運送事業者及び社会一般に向けた継続的な広報活動の実施 ● 荷主、クレーンオペレータ及び社会一般に向けた特車認知度の継続調査 ● 協会等非加盟事業者に対する広報活動 ● 違反車両の交通安全対策 ➤ 効果検証 <ul style="list-style-type: none"> ● 荷主、運送事業者等及び社会一般に向けた広報効果の検証 ● 大型車の通行適正化の達成状況の確認
適正化方針	合同取締作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連絡協議会の関係機関が連携した合同取締の実施 ➤ マスコミを介した広報活動
	通行許可迅速化検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 確認制度(新制度)の周知 ➤ 確認制度運用開始後の審査期間の検証